**八尾市災害時要配慮者支援事業実施要綱**

# （目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）の定めるところにより、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において支援を必要とする高齢者、障がい者などが、地域の中で必要な支援を受けられるようにするため、地域の組織、団体、福祉事業者等による助け合いの精神を基本とした支援体制を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

# （位置付け）

第２条　この要綱は、八尾市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び八尾市災害時要配慮者支援指針（以下「支援指針」という。）に基づく取り組みを推進するうえで、実施上の基本的な考え方について定める。

# （用語の定義）

第３条　この要綱において避難行動要支援者とは、主として高齢者、障がい者、乳幼児その　　　　　他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする次に掲げる者（病院又は社会福祉施設等に入院又は入所している者を除く。）をいう。

⑴　介護保険法における要介護認定３から５の認定を受けている者

⑵　身体障がい者手帳１級若しくは２級の交付を受けている者

⑶　療育手帳Ａの交付を受けている者

⑷　精神障がい者保健福祉手帳１級の交付を受けている者

⑸　日常生活において介助を要する難病患者（おおむね１日中人工呼吸器を装着している

者、気管切開をしている者等）

⑹　前各号に掲げる者のほか災害時において避難支援が必要と認められる者

２　この要綱において避難支援等関係者とは、前項に定める避難行動要支援者を普段から見守り、災害時においては可能な限りで情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、支援を行うために必要な個人情報の提供を受ける者をいう。

３　この要綱において福祉事業者とは、避難支援等関係者のうち、日頃から福祉サービス等を提供することを通じて避難行動要支援者と関わりのある介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者その他社会福祉に関するサービスの提供ができる事業者で市長が認めた者をいう。

４　この要綱において移送協力事業者とは、避難支援等関係者のうち、自力での移動が困難な避難行動要支援者を支援するために福祉輸送サービスを提供する道路運送法第９条の３に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者及び同法第79条に規定する自家用有償旅客運送を行う事業者その他福祉輸送に関するサービスの提供ができる事業者で市長が認めた者をいう。

５　この要綱において同意確認書兼わたしの避難計画（様式第１号）及び登録申請書兼わたしの避難計画（様式第２号）（以下「個別避難計画等」という。）とは、災害対策基本法に定めるところにより、避難行動要支援者が土砂災害や洪水等の災害発生のおそれがある時に躊躇なく避難行動をとるために、どんな時に、どこへ、誰とどのように避難するのかをあらかじめ定めておく個別計画をいう。

# （避難行動要支援者の情報の収集）

第４条　市長は、避難行動要支援者を把握するため、前条第１項各号に該当する者に係る個人情報について、市が保有する場合はその情報を市の機関内部で利用する。

# （避難行動要支援者名簿の作成）

第５条　市長は、前条の規定により収集した情報をもとに避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

２　避難行動要支援者名簿に登録する情報（以下「名簿情報」という。）は、次のとおりとする。

⑴　氏名

⑵　生年月日

⑶　性別

⑷　住所又は居所

⑸　電話番号その他の連絡先

⑹　避難支援等を必要とする事由

⑺　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

３　市長は、第９条により個別避難計画等を作成したときは、その情報について、必要に応じて、避難行動要支援者名簿に登録する。

# （名簿情報の利用及び提供）

第６条　市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第１項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために市の機関内部で利用することができる。

２　市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りではない。

３　市長は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

# （名簿情報提供のための本人の同意）

第７条　前条第２項に同意する避難行動要支援者は、名簿情報の提供に関する個別避難計画等を市長に提出するものとする。

２　前項の手続きについて、避難行動要支援者の身体の状況等により避難行動要支援者本人による必要事項の記入及び提出が困難な場合は、本人及びその家族等の利益を守る観点から実質的に判断できる者が本人に代わり個別避難計画等を記入し、提出することができる。

# （避難行動要支援者名簿の同意者リスト）

第８条　市長は、個別避難計画等の提出に基づき、第６条第２項の規定により名簿情報を避難支援等関係者に提供するため避難行動要支援者名簿同意者リスト（様式第３号）（以下「同意者リスト」という。）を作成する。

# （個別避難計画等）

第９条　市長は、避難行動要支援者及びその家族の主体的な関わりのもと、必要に応じて、避難支援等関係者の協力により個別避難計画等を作成するものとする。

２　市長は、個別避難計画等の作成にあたり、必要に応じて、個別避難計画等に記載の内容確認に関する訪問調査業務を、委託にて実施することができる。

３　市長は、前項の受託事業者（以下「訪問調査業務受託事業者」という。）に対し、第６条第２項により同意が得られた避難行動要支援者があらかじめ記載した個別避難計画等を提供するものとする。

４　訪問調査業務受託事業者は、受領した個別避難計画等の対象となる避難行動要支援者の居住地を訪問し、当該避難行動要支援者の状況等に関する調査を行い、必要に応じて、個別避難計画等の記載内容について加筆修正を行う。

５　訪問調査業務受託事業者は、訪問調査に関し、避難行動要支援者の居住地を訪問する際は、市長が作成する従事者証（様式第４号）を提示するものとする。

６　訪問調査業務を実施した訪問調査業務受託事業者は、市長に対し、業務終了後、速やかに訪問調査業務に使用した個別避難計画等を提出しなければならない。

７　市長は、訪問調査業務を実施した訪問調査業務受託事業者に対し、別表に定めるところにより、委託料を支払う。

８　市長は、同意者リストに登録された者の個別避難計画等を作成したときは、必要に応じて避難支援等関係者及び避難行動要支援者に提供する。

# （受領書の提出）

第10条　避難支援等関係者が同意者リストを受領したときは、受領書兼確認書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。個別避難計画等を受領したときも同様とする。

# （登録内容の変更）

第11条　市長は、個別避難計画等に記載の情報について変更又は抹消が生じた場合には、速やかに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の情報を変更又は抹消する。

# （避難行動要支援者名簿等の更新）

第12条　市長は、避難行動要支援者の状況を的確に把握し、確実な支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を更新し、最新の状態に保つよう努めるものとする。

２　避難行動要支援者名簿の更新により、避難支援等関係者が、新たな同意者リストの提供を受けようとするときは、既に受領している同意者リストを市長に返却しなければならない。個別避難計画等の提供を受けた場合で、新たな個別避難計画等の提供を受けようとするときも同様とする。

# （避難支援等関係者等による支援活動）

第13条　避難支援等関係者は、受領した同意者リスト及び個別避難計画等の情報を活用して避難行動要支援者に対し、次に掲げる支援に努めるものとする。

⑴　平常時における見守りや声掛け、訪問による状況把握、防災訓練の実施や参加の呼びかけ等

⑵　名簿及び個別避難計画等の更新等

⑶　災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導、救出及び救護の要請、避難所の運営等

（行政及び福祉事業者等による移送支援活動）

第14条　市長は、避難行動要支援者のうち、家族や地域の組織等の協力を得ても避難場所までの移動が困難な者で、生命、身体及び財産を災害から保護するにあたり、土砂災害警戒区域内に居住し特に支援が必要であると認められた者（以下「マッチング対象者」という。）に対し、災害が発生若しくは発生するおそれがある時に、必要に応じて、当該避難行動要支援者の移送支援を、福祉事業者及び移送支援事業者（以下「移送支援事業者等」という。）と協定に基づき要請することができる。

２　市長は、前項の移送支援事業者等に対し、第６条第２項により同意が得られた避難行動要支援者のうち、マッチング対象者の個別避難計画等を提供するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合については、この限りでない。

３　移送支援協力事業者等は、市長から移送支援に関する要請があったときは、避難行動要支援者の特性等に配慮したうえで、当該要請内容に基づく移送支援を実施する。

４　移送支援を実施した移送支援事業者等は、市長に対し、移送支援終了後、速やかに報告をしなければならない。

５　市長は、移送支援を実施した移送支援事業者等に対し、別表に定めるところにより、所要の経費を支払う。

（行政及び福祉事業者による受入れ支援活動）

第15条　市長は、避難行動要支援者のうち、同居でない家族等の居宅や指定避難所等の避難場所では避難生活を送ることが困難な者で、生命、身体及び財産を災害から保護するにあたり、マッチング対象者に対し、災害が発生若しくは発生するおそれがある時に、必要に応じて、当該避難行動要支援者の受入れ支援を、福祉事業者と協定に基づき要請することができる。

２　市長は、前項の福祉事業者に対し、第６条第２項により同意が得られた避難行動要支援者のうち、マッチング対象者の個別避難計画等を提供するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合については、この限りでない。

３　福祉事業者は、市長から受入れ支援に関する要請があったときは、避難行動要支援者の特性等に配慮したうえで、当該要請内容に基づく受入れ支援を実施する。

４　受入れ支援を実施した福祉事業者は、市長に対し、業務終了後、速やかに報告しなければならない。

５　市長は、受入れ支援を実施した福祉事業者に対し、別表に定めるところにより、所要の経費を支払う。

# （避難訓練の実施）

第 16 条　市長は、移送支援活動及び受入れ支援活動を円滑に実施するため必要に応じて、移送支援事業者等及び福祉事業者等と連携し実施することができる。

# （傷害保険）

第17条　市長は、移送協力事業者及び福祉事業者等と連携し、移送支援活動及び受入れ支援活動を実施するにあたり、活動中の事故や怪我等に備え、マッチング対象者に対する傷害保険等へ加入することができる。

# （秘密保持義務）

第18条　同意者リストの提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その代表者若しくはその職員）は、避難行動要支援者の人権を尊重して支援活動を行うとともに、正当な理由がなく、知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　避難支援等関係者は、第13条に掲げる支援以外の目的で同意者リストを利用してはならない。

３　避難支援等関係者は、同意者リストに記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。また、支援をする役割を離れた後も同様とする。

４　避難支援等関係者は、同意者リストを紛失しないよう適切に保管するとともに、その内容を支援に関係ない者に知られないよう適切に管理しなければならない。また、避難支援等関係者の任を引き継ぐ場合は、後任者に同意者リストを適切に引き継がなければならない。

５　避難支援等関係者は、同意者リストを紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

６　前５項の規定は、個別避難計画等の提供を受けた者について準用する。この場合において、前５項中「同意者リスト」とあるのは、「個別避難計画等」に読み替えるものとする。

# （同意者リスト等の複製）

第19条　避難支援等関係者は、原則として、同意者リストを複製してはならない。ただし、複製による同意者リストを取り扱う者を事前に市長に届出た場合はこの限りでない。

２　前項但書の場合において、複製による同意者リストを取り扱う者は、前条第１項から第５項に規定する秘密保持義務と同様の義務を負うほか、使用後は、避難支援等関係者又は市長に返却するなど、同意者リストを適正に管理しなければならない。

３　前２項の規定は、個別避難計画等の複製について準用する。この場合において、前２項中「同意者リスト」とあるのは、「個別避難計画等」に読み替えるものとする。

# （登録の取消し）

第20条　市長は、避難行動要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、職権により同意者リストへの登録を取り消すことができる。

⑴　避難行動要支援者が同意者リストの登録抹消を希望したとき

⑵　避難行動要支援者が死亡したとき

⑶　避難行動要支援者が市外に転出したとき

⑷　避難行動要支援者が病院又は社会福祉施設への入院又は入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき

⑸　避難行動要支援者が第３条第１項各号に該当しなくなったとき

⑹　避難行動要支援者の所在が不明なとき

# （実施体制）

第21条　支援指針に基づく支援活動の円滑な実施及び運用を図るため、健康福祉部、人権ふれあい部、消防本部及び危機管理課は、連絡調整を含め連携協力を行うものとする。

# （事務局）

第22条　八尾市災害時要配慮者支援事業の事務局は、健康福祉部地域共生推進課、高齢介護課及び障害福祉課とする。

# （その他）

第23条 この要綱に定めのない事項のほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年11月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第９条、第14条及び第15条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 訪問調査業務 | 第９条第２項に係る訪問調査：避難行動要支援者１人につき９９０円なお、上記経費は消費税等を含む |
| 移送支援業務 | 第14条第１項に係る移送支援：避難行動要支援者１人につき片道１，０００円（介護を要するときは片道２，０００円）なお、上記経費は消費税等を含む |
| 受入れ支援業務 | 第15条第１項に係る受入れ支援：１回あたり（24時間以内）１１，０００円（同行家族分含む）２４時間を超過した場合は、６時間毎に２，５００円を加算する。なお、上記経費は消費税を含む |















